

議案第3号

飯能市行政不服審査法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第2条 次に掲げる審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

- (1) 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求
- (2) 飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）第14条第2項において準用する飯能市情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等、飯能市個人情報保護条例第17条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第13条第1項に規定する開示請求若しくは同条例第17条第1項に規定する訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求

（費用負担）

第3条 法第38条第1項（法第9条第3項において読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による書面の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（行政不服審査会）

第4条 法第81条第1項に規定する機関の名称は、飯能市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

（審査会の組織）

第5条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

（委員）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、行政不服審査室において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第6条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
		支給区分	金額			支給区分	金額
省略				省略			
固定資産 評価審査 委員会	省略			固定資産 評価審査 委員会	省略		
行政不服 審査会	会長	日額	22,000円	特別職報 酬等審議 会	省略		
	委員	日額	20,000円				
特別職報 酬等審議 会	省略			省略			
省略				備考 省略			
備考 省略							

行政不服審査法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十号

行政不服審査法の施行期日を定める政令

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政不服審査法の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

第三款 雑則

第八十条 この法律に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 地方公共団体に置かれる機関
第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附屬機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附屬機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができる。

3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に關し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

第六章 補則

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に對し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分が口頭である場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害關係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行わなければならない。

(教示をしなかつた場合の不服申立て)

第八十三条 行政庁が前条の規定による教示をしなかつた場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

2 第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。

3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に對し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときは、同様とする。

4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づき不服申立てがされたものとみなす。

5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づき不服申立てがされたものとみなす。

(情報の提供)

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に關する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

(公表)

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に關し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第六十九条第四項本文の規定にかかわらず、九人のうち、三人は二年、六人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第九条関係）

第十一條第二項	第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三條第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五條第七項	執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあつたとき
第二十八條	審理員	審査庁
第二十九條第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九條第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分等以外である場合に於ては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分等である場合に於ては、相当の期間内に、弁明書を作成する

(審査請求に関する規定の準用)

第六十六条 第二章(第九條第三項、第十八條(第三項を除く)、第十九條第三項並びに第五項第一号及び第二号、第二十二條、第二十五條第二項、第二十九條(第一項を除く)、第三十條第一項、第四十一條第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五條から第四十九條まで並びに第五十條第三項を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第一款 設置及び組織

第六十七条 総務省に、行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第六十八条 審査会は、委員九人をもって組織する。

2 (委員) 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

第六十九条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に關して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長) 第七十条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員) 第七十一条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(合議体)

第七十二条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者二人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(事務局)

第七十三条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三條第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下この款において「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができ、(意見の陳述)

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べ、機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条まで
に定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期
を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とす
る。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人等(第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結す
るまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一
項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項にお
いて同じ)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識すること
ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
以下同じ)にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当
該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を
求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認め
るとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当
該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、そ
の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の
範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前
項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ)に所
属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」
とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこ
れらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(審理手続の併合又は分離)
第三十九条 審理員は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又
は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(審理員による執行停止の意見書の提出)
第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を
提出することができる。

(審理手続の終結)
第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたとき、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結す
ることができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出され
ない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提
出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第一項 弁明書
ロ 第三十条第一項後段 反論書
ハ 第三十条第二項後段 意見書
ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手
続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その
他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第一項及び
第四十三条第二項において同じ)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時
期を変更したときも、同様とする。

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁判に関する意見書
(以下「審理員意見書」という)を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出
しなければならない。

第四節 行政不服審査会等への諮問
第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を
除き、審査庁が主任の大臣又は官内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項
若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては、長、管理者又は理事会)である場合
にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするとき他の法律又は政令(条例に基づく処分については、
条例)に第九十一条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらに類する
ものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という)の議を経るべき旨又は経ることができ
る旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁判をしようとするとき他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九
十一条各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらに類するものとして政令
で定めるもの(以下「議を経るべき旨又は経ることができ旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁
決をしようとする場合)

三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁判をしようとする
場合

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不
服審査会等」という)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服
審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

五 審査請求が、行政不服審査会等によつて、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度
その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却す
る処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規
定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとす
る場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若
しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述におい
てその旨の意見が述べられている場合を除く。)

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認
容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をすることとする場合(当該申請の全部を認容す
ることについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意
見が述べられている場合を除く。)

2 第一項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 審査請求人及び参加人)に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送
付しなければならない。

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を通行者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づき処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会

二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外のものでなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に關与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは關与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二項に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第一項各号(第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。))に掲げる者以外のものである(以下「前項において読み替へて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替へて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替へて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替へて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替へて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。)

(法人でない社団又は財団の審査請求)

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

(総代)

第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(参加人)

第十三条 利害関係人(審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者(以下「参加人」という。)のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該審査請求は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなつた行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でのその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛てられた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁」という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

参
考

行政不服審査法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月十三日

(抜
粋)